

公益社団法人競走馬育成協会 育成技術表彰規程

施行 平成25年1月4日

改正 平成30年12月7日

(目的)

第1条 公益社団法人競走馬育成協会は、会員の育成技術の向上を図り、もって競走馬育成の健全な発展に資する育成技術表彰事業を推進するため、この規程の定めるところにより優れた育成技術を披瀝した会員の表彰を行う。

(表彰を受ける会員)

第2条 表彰は、当該年度において別表に定める競走において優勝した競走馬を育成した会員に対して行う。

2 前項の会員は、当該年度の前年度の12月31日現在、または障害調教開始日現在において、当協会の会員である者とする。

(競走馬の要件)

第3条 表彰の対象となる競走馬の要件は、以下のとおりとする。

1 別表の1及び2に定める競走においては、会員の当該馬が満1歳になる年度の9月1日から12月31日までの間に騎乗馴致を開始し、翌年の5月31日までの期間に継続して150日以上育成した馬とする。

2 別表の3に定める競走においては、会員が継続して60日以上障害調教を行った馬であって、日本中央競馬会のトレーニングセンター等（以下「トレセン等」という。）入厩後42日以内に障害試験に合格した馬とする。

3 別表の4及び5に定める競走においては、トレセン等入厩直前に、会員が継続して14日以上育成調教を行った馬であって、トレセン等入厩後30日以内に優勝した馬とする。

(育成期間の確認)

第4条 前条の育成期間は、会長が別に定める管理馬情報の提供を要件とし、会員から提出を受けた「育成馬在厩（入厩・退厩）状況届」「表彰対象馬確認書」等によって確認するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、賞状のほか、次条に定める褒賞金を授与して行う。

(褒賞金の額)

第6条 褒賞金の額は、原則として100,000円とする。ただし、予算額を上回った場合には、別表の1～4の競走と別表の5の競走のそれぞれで単価切下げを実施することができる。

(罰則)

第7条 会員が、第2条に規定する競走馬に関し虚偽の報告をしたことが判明した場合、当該馬に関する表彰は行わない。また、既に表彰を実施した場合にあっては、賞状、褒賞金を返還させるものとする。

- 2 会員が、第3条及び第4条に定める要件充足のため不正な行為をなし、もしくは不正な行為に関与した場合、その者の育成、調教した全部の馬について、表彰は行わない。

(実施要領)

第8条 この規程を実施するために必要な要領は、会長が別に定める。

(運用上の疑義)

第9条 この規程の運用について疑義が生じたときは、会長が定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日（平成25年1月4日、以下「登記日」という。）から施行する。

(廃止規程)

- 2 社団法人競走馬育成協会育成技術表彰規程（平成11年11月29日制定）は、登記日をもって廃止する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から適用する。

別表

1. 新馬競走
2. 2歳重賞競走等 (1) 2歳重賞競走 (2) 2歳重賞指定交流競走（地方競馬施行） (3) 2歳リステッド競走
3. 障害重賞競走
4. 平地重賞競走等（2歳限定競走を除く） (1) 平地重賞競走 (2) 平地リステッド競走
5. 1～4以外の平地オープン競走（2歳及び3歳限定競走を除く）

備考. 別表の競走のうち、2. (2) 2歳重賞指定交流競走は地方競馬施行、その他の競走は中央競馬施行。